津島市財務会計システム更新業務　公募型プロポーザル仕様書

第１章　事業の概要

１.業務の名称

　本業務の名称は、「財務会計システム更新業務」といい、更新される財務会計システムは、以下の業務ができるシステムとする。

（1）予算執行

（2）予算編成

（3）決算管理

（4）決算統計

（5）その他提案に基づく付加価値業務

　各システムの詳細は、別紙機能調査票を参照のこと。

２.導入目的

　本業務は、経年使用している財務会計システムを刷新し、各機能の操作性や利便性を向上させるだけでなく、自治体ＤＸの推進に資する機能を有するシステムを導入することで事務効率化を図るものである。

そのため、今回更新する財務会計システムは、上記（1）から（4）の業務を有していることを基本とし、豊富な機能、分かりやすい操作性及び安定的な運用管理ができるほか、自治体ＤＸの推進に寄与する機能、とりわけ、ペーパーレス化やリモートワークの推進等、デジタル化の推進により業務効率化が図れる機能を積極的に提案できるシステムが望ましい。

　なお、今回構築するシステムは、自庁設置型ではなく、データセンター等の外部施設にサーバを預けるクラウド型のサービス形態とし、カスタマイズを最小限に抑えたパッケージ導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡りITコストの抑制を実現するものである。

３.新システムの導入方針

　上記の目的を達成するため、本事業により構築するシステム（以下「新システム」という。）の導入にあたっては次に掲げる方針により実施する。

（1）電子自治体の推進

　　　全国に豊富な実績を持ち、最新のWEB技術を駆使した全国標準型のパッケージであり、事務効率化を実現するシステムであること。

（2）保守費用等の抑制

　　　自治体間で業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、原則的にカスタマイズによる追加費用を発生することなく運用することができる全国標準的なパッケージシステムであること。なお、当該パッケージシステムは、全国で30団体以上、愛知県内で納入実績がある開発元が構築したものであり、法制度改正等における保守費用や職員負担の軽減が実現できること。

（3）システム調達の自由度の確保

　　　ハードウェアとソフトウェアの個別調達などシステム調達の自由度を確保するため、クライアントとして使用する内部情報系ネットワークに接続されている端末には、専用のソフトウェアのインストールや特別な環境設定をすることなく使用できる物であること。

（4）容易な操作性と情報資源の活用

　　　容易な操作により事務が執行できるシステムであり、また、各業務においてデータベース上に蓄積された情報については、特別な知識がなくとも、情報の検索や表計算ソフト等に加工ができる状態で抽出ができる仕組みを有すること。

第２章　新システムの構築業務等の詳細

１.新システムの対象業務及び稼働時期

　各システムは、次に掲げる業務システムにより構成し、指定する時期に稼働させること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機能 | 業務 | 稼働時期 |
| 予算編成 | 予算要求、予算査定、予算書作成、各種帳票・CSV出力、各種保守 | 令和５年10月１日 |
| 予算執行 | 予算配当、執行計画、予算繰越、予算流用、予備費充用、調定、還付、収納、支出負担行為、支出命令、支出負担行為兼支出命令、精算・戻入、支払、監査資料、歳計外現金、受入 | 令和６年４月１日 |
| 決算管理 | 決算書、備考欄作成、集計表作成 |
| 決算統計 | 純計調整、調査票作成、分析 |

２.システム更新業務の共通要件

（1）システム更新業務の共通要件

　　　システムの設計、プログラム作成から環境設定、テスト、データ移行などシステムの実運用までのすべての工程における作業を行うこととし、月１回、進捗報告を行うとともに、本市から進捗状況の報告を求められた場合にも、直ちに報告を行うこと。なお、導入打ち合わせ中において、本市と協議を行った場合は、議事録を作成し財政課の承認を得ること。

　　　各システムの共通要件は以下のとおりとする。

・新システムは信頼性の高いパッケージシステムを活用し、安定稼働を最優先課題として、システム構築を行うこと。

・個人情報保護等セキュリティ面に十分考慮したシステムであること。

・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークの付与を受けていること。

・クライアントにはプログラムを組み込まなくても、ブラウザが組み込まれていれば、新システムが利用できるWeb型のシステムであること（ただし、一部の課のみ利用などに限定した有用な機能を提案する場合は、この限りではない。）。

・導入後のOS（サーバ・クライアント）やブラウザのサポート切れがあった場合、費用を発生させることなく対応が可能であること。

・Webサーバやアプリケーションサーバを複数台設ける場合は、自動的にサーバ間で負荷分散を行い、万一、一部のサーバに障害が発生しても、残りのサーバで運転を継続できること

・サーバのディスク容量が許す限り、複数年度のデータを保存し、随時照会可能であること。

・総務省の中間標準レイアウトによるデータ移行が可能であること。

・職員数の増加、データ量の増加に柔軟に対応できるシステムであること。ただし、増加に対応するためのハードウェア増設に関する費用は本業務に含めない。

・予算書、決算書、納付書については本市が指定する様式をシステムより出力できるようにすること。納付書については、OCR読み取りを行っているため、新システムにおいても行えるよう対応すること。

・本市で利用中のグループウェアシステム（VAiSTAFF：日本電子計算株式会社製）のリンクより本システムの起動ができること。

・現行システムと連携している他システムについては、現行連携インタフェースを変更することなく対応すること。

・令和５年10月に開始されるインボイス制度に対応すること。

・地方単独事業（ソフト）の決算情報の見える化に対応した調査票の作成機能を有すること。

（2）他システム連携

　　　本システムで連携が必要なシステムは下記のとおりである。本市、他システム連携業者とインタフェース調整を実施、確実なシステム連携を実施すること。また、データ連携に関する全ての作業は調達範囲に含めること。毎年の実施が必要な作業についても保守内で実施すること。

・人事給与システム（COUS人事給与システム：株式会社石川コンピュータ・センター製）から人事情報データを取り込み、財務会計システムに反映できること。

・人事給与システムから支出データを取り込み、財務会計システムからデータを確認した上で支出伝票を発行できること。

・金融機関からの歳入データを取込むことができ、収入伝票が起票できること。

・公会計システム（PPP：株式会社システムディ社製）へ、執行データを連携できること。

（3）データ移行

ア　データ移行時の留意点

・安全かつ確実なデータ移行を行うこと。

・既存システムからのデータ抽出作業は本市と既設業者が別途契約するものとする。

・既存システム側から提供されるデータのフォーマットは既存システム導入業者指定の形式とし、受託者の責任において移行取込みを行うこと。

・データ移行の際に必要となるプログラム作成や既存システムからのコンバート作業等については、全て今回の提案金額に含め、追加費用を一切発生させないこと。

・移行データの確認や、データ移行後のシステム検証等の作業については、市職員の負担を軽減できるように配慮すること。

・既設業者のデータ提供については、以下の通りとする。

　a　移行データはＣＳＶ形式とし、分析、テスト、本番用で３回提供する。

b　新システムへ取り込む際のデータ加工は新システムの事業者側の作業とするため、データの加工は不要とする。

c　ファイルレイアウト（属性・桁数等の記載あり）とコード表を提供する。

d　文字コードはＳｈｉｆｔ－ＪＩＳとする。

e　ＱＡ対応は合計20回以内とする。

イ　移行対象データ

・移行が必要なデータは下記を想定している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 移行対象データ | 移行元情報 |
| システム共通 | 会計、歳入科目、歳出科目、歳計外科目、基金名称、所属、職員 | CSV |
| 予算編成 | 前年度分の歳入歳出予算データ（積算情報も含む） |
| 予算執行 | 予算執行データ（直近２年分）、債権者、金融機関、源泉徴収情報 |

※源泉徴収情報について現在システムで運用を行っていないが、新システムにおいては運用を想定している。稼働に必要な期間の源泉徴収情報データは提供するため、新システムにおいて取り込みを行うこと。

（4）操作説明（研修）

　　　新システムを管理する財政課及びシステムを利用する各課ユーザー職員に、新システムによる事務処理を習熟させるため、必要な操作説明を実施すること。

　　　なお、操作マニュアル（研修用テキスト）は、電子媒体により提供することとし、市は、必要な範囲で、複製、翻案することができるものとすること。

　　　市庁舎において、対面での集合操作研修を想定している。

（5）機器の調達

ア　サーバ機器

　　　　今回構築するシステムは、新たにサーバを購入することは必須としないが、提案事業者は指定するライセンス数及び登録者数が快適なレスポンスで利用できることを前提に必要となる機器を調達し、将来的にも追加費用が発生しないように今回の見積にすべて含めること。

イ　クライアント及びプリンタ

　　　　クライアントおよびレーザープリンタについては内部情報系のネットワークに接続された端末を利用するため、ハードウェア機器の性能を考慮の上、本市環境に適合する最適なパッケージを選定すること。

（6）ライセンス数

　　　パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについては利用する職員数及びクライアント数に応じて必要となるライセンス数を準備すること。

３.システム運用保守の要件

　　ソフトウェアとハードウェアに対して、システムの安定的な稼働に必要な業務を行うこと。

　　業務を円滑に進めるため、システムが対象としている業務やシステムの機能などに関して、本市と受託者が相互に共通の認識が持てるよう、受託者は、適切な資料を作成するとともに本市と十分な協議を行うこと。

ア　共通事項

・保守対応窓口は受託者に一本化すること。

・新システムの稼働時間及び基本保守時間は、次のとおりとする。ただし、サービス時間外であっても可能な限り電話等により対応を行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| システム | 稼働時間 | 基本保守時間 |
| 財務会計システム | 繁忙期や年末年始を除き、午前６時から午前０時まで | 緊急時を除き、平日の午前８時30分から午後５時30分まで |

・障害等の原因の切り分けが困難な場合は受託者が納入したか否かに関わらず、その原因の切り分けに協力すること。

・問い合わせ、障害等の連絡の後、１時間以内に一時対応を行い、状況を報告すること。また、システム障害等の解消後、対応結果、今後の改善対策について対応・報告をすること。

・新システムのバックアップは、自動、手動の手法は問わないが、週７日の世代管理にてバックアップを行い、万一のハードウェア障害の発生の際にもバックアップ媒体から前日の状態にデータの復旧が行えること。

・保守に必要な機器等が必要な場合は、その経費も全て見積もること。

・保守作業実績等の報告をすること。

・構築期間中に新システムに関連するソフトウェアのバージョンアップが行われた場合は、バージョンアップの是非を検討の上、必要があれば速やかに対応すること。また、リビジョンアップが行われた場合は、速やかに対応すること。

・各業務の内容と各システムに精通し、システムの構築実績がある技術者を有するとともに、当該技術者によるサポートを経常・継続的に提供できること。

・操作マニュアルを整備すること。また、マニュアルは、随時差し替えを行い、常に最新の状態を保持すること。

・軽微な制度改正については追加費用を発生させずに、システムの保守契約の中で対応すること。

イ　ソフトウェア保守

・各ユーザー職員からの各種問い合せ・相談の対応を行うこと。

・障害からの復旧を行うこと。

・プログラム等ソフトウェア資産の管理を行うこと。

ウ　ハードウェア保守

・故障部品の切り分け、交換等を行うこと。

・OS、ミドルウェアに関する保守を行うこと。

４．ソフトウェア要件

　　新システムで利用するOSやミドルウェアについて、特に市からは特定のものを規定しないが、デファクトスタンダードかつ性能・品質要件を満たす最適なものを選択し、新システムが継続的に利用できるよう提案事業者の責任においてＯＳ及びミドルウェアのバージョンアップを行うこと。

５．データセンター要件

　　利用するデータセンターは「別紙 データセンター設備要件」の要件を満たすこと。また、データセンター使用料や回線費用が追加で発生しないように今回の見積に全て含めて提案すること。

６．性能要件

　　新システムにおけるキャパシティについては、仕様書に記述されている業務内容を踏まえ、最適なものとすること。

７．拡張性要件

各業務における処理件数や利用者等の増大に備え、予め適切な拡張性を確保し、稼動後最低５年以上の運用に支障をきたすことが無いようにすること。

また、システムの拡張が必要となった場合に、システムの再構築などの大規模な作業ではなく、ハードウェア増設やソフトウェアの設定変更等により対応できる構成とすること。

　今後の拡張性として電子決裁機能の導入が可能であること。

８．データのエクスポート

　　将来のシステム更新などに対応するため、中間標準レイアウト仕様にてデータ抽出ができること。

第３章　内部情報系システムの動作環境

１．設置場所の条件

　　新システムに必要となるサーバ機器類は「別紙 データセンター設備要件」の要件をみたす提案事業者が用意するデータセンターに設置するものとする。

２．ネットワーク

　　現在、本市のネットワーク環境は、市役所本庁舎並びに出先施設（市民病院を除く。以下「本庁舎等」という。）及び市民病院においてLGWAN接続系により構成していること、また、平成29年度から総務省が示した自治体情報システム強靭性向上モデルに基づき、新システムのネットワークを構成することとし、それらに係る初期費用は導入費用に、回線利用料などの費用は月額利用料に含めること。

３．クライアント

　　新システムで使用するクライアントは、現在、職員が利用している内部情報系ネットワークに接続された情報端末とする。

　　クライアントの性能等は、以下のとおりである。

　　（1）クライアント数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所管 | 利用者数 | 台数 |
| 本庁舎等 | 約400名 | 約400台 |
| 市民病院 | 約20名 | 3台 |

（2）ハードウェアのスペック

　　　既存クライアントの令和４年12月現在の最低スペックは以下のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所管 | スペック | | |
| 本庁舎等  （デスクトップ） | CPU：Intel Core i3-8100T | メモリ：4GB | SSD:256GB |
| 本庁舎等  （ノート） | CPU：Intel Core i3-6100V | メモリ：4GB | HDD:500GB |
| 市民病院  （デスクトップ） | CPU：Intel Core i5-4570S | メモリ：4GB | HDD:464GB |

（3）インストールされているソフトウェア

　　　既存クライアントのOSであるMicrosoft Windows10への対応は当然ながら、今後新しく発売されるクライアントOSにも適宜対応し、長期に渡って新システムの利用を保証すること。また、クライアントに共通して搭載されているソフトウェアは、原則、以下のとおりである。

　　　新システムにあたっては、どのクライアントでも同様のサービスを利用できるように構築するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | メーカー | ソフトウェア名称（バージョン等） |
| ウイルス対策ソフト | TREND MICRO | ウイルスバスターCorp.XG |
| PDFソフト | Adobe | Adobe Reader DC |
| Officeソフト | Microsoft | Microsoft Office Standard Plus 2013 |
| ブラウザソフト | Microsoft | Edge |

（4）パッチ適用への対応

　　　各クライアントには、セキュリティ対策としてOSやブラウザなどへのパッチ適用が行われる。新システムの導入にあたり、クライアントのソフトウェア構成を制限することなく、安定した稼動を保証するとともに、運用保守に大きな負担をかけない処理方式の提供とすること。

第４章　セキュリティ

　新システムの構築にあたっては、「津島市セキュリティ組織規程及び津島市情報システム管理運営規程」を遵守すること。セキュリティに関する事項については、業務を進める中で確認を行うこととする。なお、提案するデータセンターは、外部機関による定期的なセキュリティ監査により、セキュリティの品質維持に努めること。

１．アクセス管理

　　新システムでは、ログイン画面にてユーザーID、パスワードを入力し、認証行為を行う。なお、システムへアクセスする際のアカウント管理、パスワード管理は以下のルールに基づき設定を行うこと。

（1）アカウント管理

　　　保守業務の従事者のユーザーIDは、委託者の指定するものを使用する。IDの設定にあたっては、「root」や「administrator」など初期値で設定されているものは極力使用しないこととするほか、従事者の変更などによるIDの改廃も適切に行うこと。

　　　また、システム管理者等の特権を持つユーザーについても、できる限り権限を特定するものとする。

（2）パスワード管理

ア　ユーザーID管理

　　　　ユーザーIDは、システムを利用する全ての職員に対し、原則、職員単位に設定することとし、共有使用は認めないこととする｡

イ　パスワード管理

　　　　パスワードは、個々の職員がパスワード変更などを行えるように考慮すること｡

　　　　セキュリティレベルを維持するため、パスワードの設定にあたり、パスワードの長さや使用文字、有効期間などの制限を設けることとする｡

２．アクセスログ

　　システムの安定的な稼働を妨げる定義変更やセキュリティ上のリスクである不正なデータの変更や抽出などを把握するため、一般ユーザーが行った処理や保守作業において実施した内容をアクセスログとしてシステム的に取得し、記録すること。

３．ウイルス対策

（1）ウイルス検出ソフトウェア

　　　ウイルス等への対策として、新システムの全てのサーバにはウイルス検出ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新することで、常に最新のウイルス検出ソフトウェアによってウイルスチェックが行われること。

（2）外部からのデータ・ソフトウェア

　　　インターネットなどから入手したデータやソフトウェア、他者から入手したデータ等を新システムに適用する場合は、事前に、新システムとは分離された環境において、最新のウイルス検出ソフトウェア等を使用してチェックすること。

第５章　成果物

１．システム構築業務に関する成果物

　　システム構築業務の全工程の作業で作成される以下の成果物を、各システムの本稼動前までに納品すること。

・プロジェクト計画書

・要件定義書

・システムテスト計画書、成績書

・データ移行計画書、結果報告書

・各工程における議事録

・操作マニュアル（研修用テキスト含む）

２．運用保守業務に関する成果物

　　運用保守業務の実施にあたり作成される以下の成果物を、適時、納品すること。

・定例保守業務スケジュール

・保守業務実施状況報告書（毎月）

３．機器調達に関する成果物

　　機器等の調達に関する以下の成果物を、納品すること。

・調達機器一覧表

第６章　支払条件

１．支払について

　　新システムの初期導入に係る費用は、構築完了後に支払うものとする。また、本システムの利用料については、契約期間内変動しない定額制として支払うものとする。

２．追加費用について

（1）カスタマイズ費用

　　　本仕様書の条件を満たすための費用を見積り、見積書（様式第12）以外の費用は発生しないものとする。また、機能調査票（様式第11）に記載している仕様に基づいたパッケージシステムを導入する形とするが、この仕様は機能レベルで記載しており、細部に渡って本市が要望する仕様を全て記載できている状態ではないことを十分に認識し、仕様の協議の際に変更（帳票の追加、変更など）が生じることを考慮すること。

（2）法制度改正対応等について

　　　新システムの構築期間中に制度の運用が開始され、システム対応が必要となる改正については、一切の費用を導入費用額の範囲内とすること。また、稼働日以後における法制度改正等にかかる費用については、原則、月額利用料の範囲内とする。ただし、法制度の新設又は抜本的な改正に伴い、通常の改修等ではシステムの更新が実施できない程度の大幅な変更が必要であると合理的に判断される場合は、別途協議するものとする。

【別紙】データセンター設備要件

1．1　施設要件

（1）立地条件に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件 |
| 所在地 | 日本国内に施設を持つこと。また、地震、風水害、塩害及び落雷等、自然災害の影響の少ない場所に立地していること。（国土交通省・各自治体が公開しているハザードマップにて危険性が低い　等） |
| 延焼防止 | 隣接建物から延焼防止のために十分な距離が保たれているか、又は延焼等火災予防手段が確保されていること。 |
| 水害 | 建物は、水の被害を受ける可能性が低い地域に設けること。 |
| 火災予防 | データセンター内の周囲には消防法による指定数以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備が無いこと。 |

（2）建築に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件 |
| 耐震・免震性 | 建物は、ビルの耐震基準（関連法規）を満たし、震度6強～7程度の地震でも致命的な被害を受けない耐震又は免震性能を有すること。 |
| 出入り口管理 | 警備システム、監視カメラ、ICカード入退管理等、入退館管理が適切にされる体制が整っていること。 |
| 内装材 | 不燃材が使用されていること。 |

1．2　施設要件

（1）電源設備等に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| 受電方式 | 電力会社より安定的に電力供給されていること。 |
| 受電容量 | サーバエリア電源容量、その他運用する機器の電源容量、施設・設備電源容量等が十分に確保していること。また、将来の収容計画に耐えうる電源容量を有すること。 |
| 冗長性 | 法定点検や工事等の際にも電力の供給を止めることなく電力を供給できる冗長構成を有すること。 |
| 無停電電源  装置（UPS） | 瞬停（サグ）、電圧降下（ブラウンアウト）、突入電流、サージ（過圧）等の電源トラブル対策を講じていること。 |
| 停電時に自家発電が起動するまでに、瞬断することなくサーバ機器に５分以上十分な電力供給が可能な容量を持つ無停電電源装置（UPS）が設置されていること。 |
| 予備電源  （自家発電設備） | 非常用に自家発電設備を設け、サーバエリアの電源容量、その他運用する機器の電源容量、施設設備電源容量異常の電源容量について、24時間以上の稼動が対応可能なこと。 |
| 自家発電設備は、商用電力の供給が止まった場合でも、停止から１分以内に（この間はUPSから電力供給）に電力が供給できること。更に、自家発電設備は、48時間連続運転可能であること。 |
| 優先的に燃料供給が受けられる契約を燃料供給会社と結んでいること。 |
| 発電機の故障、保守時の対応手段を有すること。 |
| 設置環境 | ケーブルのつまずき、引っかけを防止する対策が講じられていること。 |

（2）サーバ室に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| 床強度 | サーバ室の床強度は、情報システム機器等の総重量に耐える強度を有していること。（ラックエリアは500kg/ ㎡以上の床面耐荷重を有すること。） |
| 天井高 | サーバ室は、温湿度環境を維持できる天井高を確保していること。 |
| 床面積 | サーバ及びラック台数から十分なスペースを用意すること。 |
| 空調設備 | 空調は24 時間365 日の連続運転が可能なこと。 |
| ラック外の周囲の温度と湿度を適正に保ち、誤動作せず、かつ四季を問わず結露の発生しない設定温度、適正湿度を維持できること。 |
| 局所的熱溜まりを発生させないこと。 |
| 増加するIT機器の発熱量に対応できること。 |
| 空調設備の集中監視が可能であること。 |
| 故障による代替空調が可能であること。 |
| 空調機排水周りの水漏れ検知ができること。 |

（3）ラック設備に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| 内寸 | ラック搭載型の機器搭載が可能な内寸であること。 |
| ラック仕様 | EIA規格準拠19インチラックであること。また角穴の19インチレールが望ましい。 |
| サーバが稼働適温に保たれる構造であること。（ラック開口、冷却装置の装着等） |
| 排気循環が起こらないラックであること。 |
| 背面のケーブルがサーバの排気を妨げない仕組みを持つこと。 |
| コンセント・  形状 | NEMA5-15 相当のコンセントに対応していること。（接地形２極 15A/ 125V） |
| ラック施錠 | ラックは施錠ができ、サービス利用者または許可されたものから申し出がない限り開錠できないよう管理ができること。 |
| ラック施錠の管理方法について、鍵管理手順書を備えていること。 |
| ラック固定 | 不意なラック同士の接触で倒れることを防止する対策が施されていること。 |
| 耐震措置 | ラックに実装した機器を保護するため、揺れ軽減の機能を有していること。 |

（4）防火設備に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| 延焼防止システム | 延焼防止システムを有すること。 |
| 火災予兆検知システム | 火災予兆検知システムを有すること。 |
| サーバ室内消火設備 | 窒素ガス系消火等の設備を有すること。 |
| 火災報知設備 | 火災を自動的に検出する熱感知器、煙検知器、炎感知器等とともに手動通報設備を備えていること。 |
| 非常放送設備、防火防排煙設備、各種消火設備が連動していること。 |
| 消火設備監視 | 消火設備の集中監視が可能であること。 |
| 設備点検 | 定期的に消火設備点検を実施していること |

（5）防水設備に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| 水害対策 | サーバ室及びデータ等保管設備は水の被害を受けない場所に設置すること。 |
| 防水措置 | 台風、高波、洪水などの水害に対し対処できる構造・設備を有すること。 |

（6）防犯設備に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| 監視映像機器 | カメラ等映像機器による監視を実施していること。 |
| 入館可能時 | 24時間365日であること。 |
| モニタ監視 | 24時間365日であること。 |
| 施設入退館管理 | 入退者を識別・記録できるセキュリティ設備（ICカード等）により許可された者のみ入退室が可能なこと。さらにサーバ室への入室は、生体認証システムを採用していることが望ましい。 |
| 本事業に関連しIDC入退室をする全ての委託業者について、氏名管理を行うこと。また、発注者側の求めに応じて入退室名簿を迅速に提出できる運用を実施していること。 |
| サーバルームのラックは、不正アクセスや不正操作防止のため、鍵付きラックを使用すること。 |
| 施設内の電源設備、空気調和設備、セキュリティ設備等は、常時故障監視がされているとともに巡回監視が実施されていること。またサーバ室は、複数の監視カメラにて目視監視可能であること。 |
| 入室ドア | 入室ドアそのものが容易に破壊されないような対策、窓なしとする等外部から容易に見通せない対策が施されていること。 |
| 扉付近に開閉の妨げになるようなものを設置しないこと。 |
| 防犯設備 | 防犯設備導入を行い、出入口等の常時監視を行っていること。 |

1．3　運用保守要件

（1）データセンターにおけるシステム運用に関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| セキュリティ認定 | プライバシーマークを取得し、又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度）の認定を受けていること。 |
| 他拠点のデータセンターへのバックアップ | 業務システム等のバックアップデータを、他拠点のデータセンターに設置されたハードディスク等へネットワークを介したバックアップを行うための拡張性をもつこと。 |
| 監査の実施 | 外部機関によるセキュリティ等の監査を定期的に（年１回以上）受けていること。 |

（2）運用保守サービスに関する要件

| 項目 | 要件 |
| --- | --- |
| レポーティングサービス | 障害発生時には報告から復旧にいたるまでの連携及び随時報告が可能なこと。操作の管理・権限が明確であり徹底していること。 |
| Ping監視 | 必要時に、Pingによる死活監視及びその報告が可能なこと。 |
| 巡回監視 | 定期的・適時的に機器のLEDランプ確認等の目視点検運用委託が可能なこと。 |
| 電源On/ Off及び再起動 | 電源のOn/ Off確認及び再始動運用委託が可能であること。 |